

総務省

○ 令第一号

経済産業省

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第五条第一項（同法第六条第二項及び第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月十七日

総務大臣 山本 早苗

経済産業大臣 宮沢 洋一

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令

総務省

令第三号）の一部を次のように改正する。

経済産業省

第三条第一号イ、ロ、ハただし書、ニ、ヘただし書、ト及びチ中「Q〇〇六五」を「Q一七〇六五」に改

める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三条第一項の認定を受けている者は、この省令による改正後の特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第三条の基準に適合したものとみなす。